



ふくし りよう 福祉サービスを利用したい

●こどもたち

1. こどもが いる人が もらうことが できる お金

①児童手当

赤ちゃんから 高校生年代<18歳に なってから 最初の 3月31日>までの こどもを 育てている人が もらうことが できます。

②児童扶養手当

(所得制限<お金を たくさん もっている人は もらうことが できない>が あります)
ひとりで こどもを 育てている人は もらうことが できます。重い 障害がある こどもの 親も もらうことが できます。

③特別児童扶養手当

(所得制限<お金を たくさん もっている人は もらうことが できない>が あります)
19歳までの こどもが 障害が あるとき そのこどもの 親は もらうことが できます。 親の かわりに 育てている人も もらうことが できます。

④障害児福祉手当

(所得制限<お金を たくさん もっている人は もらうことが できない>が あります)
重い 障害を もつ 19歳までの こどもは もらうことが できます。

こども支援課 電話 079-221-2312

2. 保育所と 認定こども園

親が 働いている こどもは 保育所へ 行くことが できます。 認定こども園は 親が 働いていない 家の こどもも 行くことが できます。

保育所と 認定こども園のことは こども保育課に 聞いて ください。

こども保育課 電話 079-221-2313

ふくし りよう 福祉サービスを利用したい



●障害がある人(こども)が 受けることができる 助け

1. 障害者手帳<障害のある人が もつ ノート>について

体に 障害がある人は 「身体障害者手帳」を もらうことが できます。こどものころから おぼえる力や 考える力が 少なく 生活がしにくい 障害のある人は 「療育手帳」、心の 病気のために 生活がしにくい 障害のある人は 「精神障害者保健福祉手帳」を もらうことが できます。

2. 在宅福祉サービス<家などで 受けることができる 助け>

- ・ホームヘルパー<手伝ってくれる人>が 家に 来ます。
- ・ショートステイ<少しの間 障害のある人の 助けがある ところで くらす>

3. 障害者施設<障害のある人の 助けがある ところへ いく>

市役所の 障害福祉課<障害がある人(こども)が 受けることができる 助けの かかり>で 相談することが できます。

障害福祉課 電話 079-221-2305

